

歴史的公文書のロビー展示を行います

「相模原町を相模原市とすることの申請」を議案とした昭和２９年の町議会会議録や、市制施行記念式典に当時の神奈川県知事からいただいた祝辞などの歴史的公文書を次のとおり市役所本庁舎本館１階ロビーで展示しますので、お知らせします。

- １ 展示期間 平成２４年９月３日（月）から９月２１日（金）まで
- ２ 展示場所 市役所本庁舎本館１階ロビー展示ケース
(シティセールス推進課所管の展示スペース)
- ３ 展示内容 裏面資料のとおり

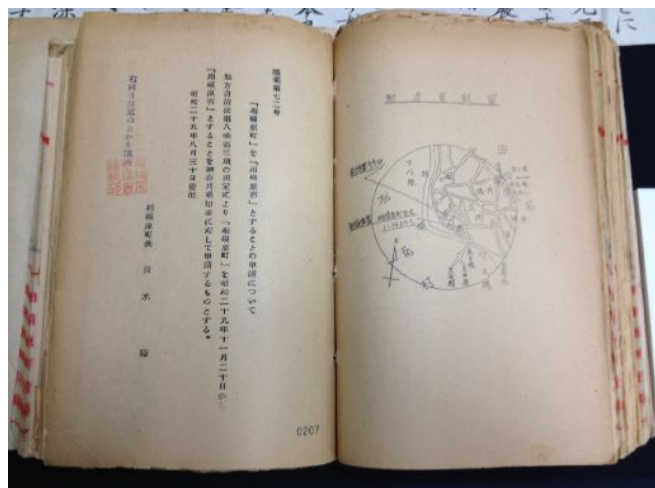
展示する文書は、定められた保存年限を終え、公文書としての役目を終えたもののうち、後世に残すべき重要なものとして位置付けられたもので、市では「歴史的公文書」と呼んでいます。

今回の展示は、歴史的公文書の存在を知ってもらうとともに、こうした歴史的公文書により、今ある相模原市が生まれた過程を知ることで、相模原をいっそう身近に感じてもらうために開催するものです。

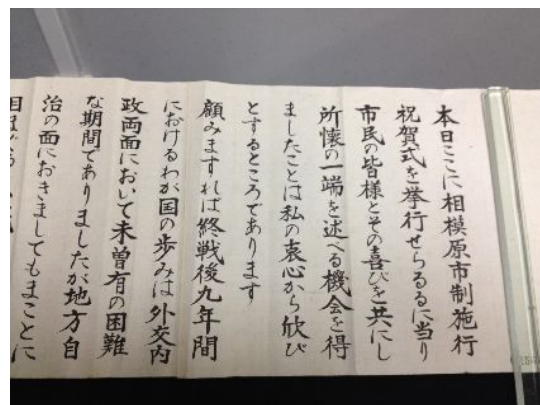
展示は、歴史的公文書の原本の他、歴史的公文書の整理作業の様子も紹介しています。歴史的公文書は、今ある相模原市の姿がどのような手続きや論議を経て存在しているのかを説明するものであり、行政と市民との共有の知的資源として永久に残していく必要があるものと考えています。

市では、歴史的公文書の保存や市民等が利用する仕組み、いわゆる「公文書館機能」等の制度を定める（仮称）相模原市公文書管理条例の平成２６年度の施行を目指し、本年６月に相模原市情報公開・個人情報保護・公文書管理審議会に歴史的公文書を含めた公文書の在り方等について諮問を行っており、約１年をかけて調査審議を行ってまいります。

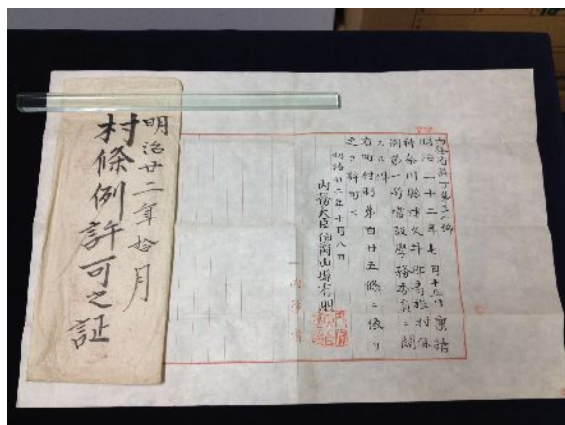
【歴史的公文書の展示例】



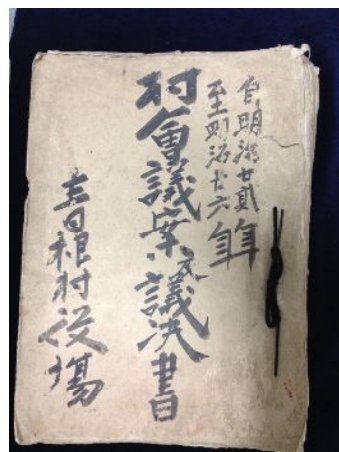
相模原町最後の町議会会議録



市制施行式典に寄せられた
神奈川県知事からの祝辞



青根村村条例許可証



旧青根村村会議案議決書

『公文書が伝える さがみはらの過去・いま・未来』

【趣旨】市の保有する歴史的公文書を展示し、歴史的公文書の意義や公文書館機能の必要性を紹介する。

【説明ボード1】

歴史的公文書は、条例制定や市章決定の経過、東日本大震災発災時における本市の対応など、相模原市を知る上で、将来にわたり残していくべき重要な文書をいいます。

また、市の歴史を振り返り、これを検証することで、現在の行政運営を効率的に進めるとともに、市民の皆さんが相模原市を知り、地域活動の参考とするための貴重な資源ともなります。

相模原市では、現在、こうした歴史的公文書を適切に保存し、市民の皆さんが利用する仕組みとして「公文書館機能」の構築に向け検討を進めています。

○ サブテーマ 1

「 さがみはらを知る ～ 相模原市の誕生 ～ 」

【趣旨】 保有する歴史的公文書のうち、市制施行に関する文書や資料を展示し、歴史的公文書の保存の重要性を周知する。

【説明ボード 2】

戦後に誕生した市としては、初の政令指定都市となる相模原市。

市制施行は、その後の中核市移行、津久井地域との合併を経て政令指定都市となった相模原市の発展の歴史のスタートラインといえます。

こうした記録を残すことにより、市制の着実な歩みを知ることができます。

【展示資料】



資料 1 相模原町最後の町議会会議録

「相模原町を相模原市とすることの申請について」の審議内容等が記録されています。
「柴(さい)胡(こ)」の産地であったことから「柴胡の原」と呼ばれ、転じて「さがみはら」となったという、市名の由来なども記録されています。
(昭和 29 年)



資料 2 市制施行後、初の市議会会議録

市制施行に伴い新たに必要となった「相模原市議会議員の定数に関する条例」、「相模原市福祉事務所設置条例」、「相模原市制施行に伴う関係条例の整理に関する条例」等が提案されています。
(昭和 29 年)



資料 3 市制施行式典に寄せられた
神奈川県知事からの祝辞

昭和 29 年 11 月 20 日に行われた記念式典に際し、当時の神奈川県知事からいただいた祝辞です。

(昭和 29 年)

○ サブテーマ 2

「保存に向けた取り組み ～未来に残す100年前の資料保存～」

【趣旨】 現在進めている、歴史的公文書の利用開始や保存のための取組や対象文書を展示し、歴史的公文書の保存の必要性や、未来に残すための取組を紹介する。

【趣旨説明（案）】

歴史的公文書の利用に備え、歴史的公文書の目録化や保存のためのくん蒸や整理作業を行っています。

保存作業中の文書には、今から100年前の文書や絵図などが含まれます。

～100年前の文書を100年後の未来に残す～こうした地道な作業が、未来に残すための重要な作業となります。

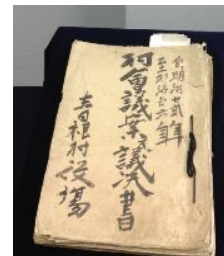
【展示資料】



資料4 津久井郡青根村荒井耕地
整理組合地区原形図

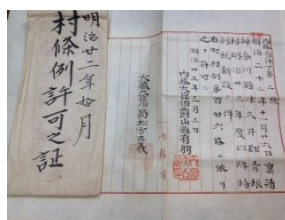
大判かつカラーの貴重な絵図です。現在の航空写真と比べると、地域の様子がよく分かります。

(大正11年)



資料5 旧青根村村会議案議決書

旧青根村の村議会の記録です。情報公開課では、これらの貴重な公文書を後世に引き継ぐため、くん蒸や中性紙保存箱での保管などに取り組んでいます。(明治20年代)



資料6 青根村村条例許可証

明治22年当時の町村制においては、村条例の制定には内務省（当時）の許可が必要でした。

この許可証は、長期保存のために桐の箱に保管されていました。(明治22年)

(その他)

○ 写真

くん蒸作業

保存・整理作業

航空写真（絵図対応）

○ 中性紙保存箱

紙の劣化の主要因である酸化対策として、中性紙保存箱への移替えを進めています。